

第二期新城市 子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月
新 城 市

目次

第1章 計画の策定にあたって

| | | |
|---|------------|---|
| 1 | 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ | 3 |
| 3 | 計画期間 | 4 |
| 4 | 計画策定の経過 | 5 |

第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の状況

| | | |
|---|--------------------|----|
| 1 | 新城市の人口動態等の現状 | 6 |
| 2 | ニーズ調査結果からみえる現状 | 11 |
| 3 | 新城版こども園制度基本計画の進捗状況 | 20 |

第3章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

| | | |
|---|--------------------------------------|----|
| 1 | 教育・保育提供区域の設定 | 22 |
| 2 | 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方 | 22 |
| 3 | 各年度における教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」 | 27 |
| 4 | 各年度における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」 | 32 |
| 5 | 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項 | 46 |

第4章 計画の進行管理

| | | |
|---|------------|----|
| 1 | 施策の実施状況の点検 | 47 |
| 2 | 国・県等との連携 | 47 |

資料

| | | |
|-----|-------------------|----|
| 資料1 | 新城市子ども・子育て会議委員等名簿 | 48 |
| 資料2 | 新城市子ども・子育て会議条例 | 49 |

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済への深刻な影響を与えています。



経済的困難を要因とした教育の機会の喪失や孤立化により社会的相続がなされないなどの子どもの相対的貧困[※]とその連鎖、いじめや不登校の問題、児童虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）の顕在化と深刻化など、子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化し、厳しいものとなっていることから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代を担う子どもたちが未来を生き抜く力を身につけることができる社会の構築など、社会全体で子育てを支えていくことが喫緊の課題となっています。

国では、平成24年8月に『子ども・子育て支援法』をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進める『子ども・子育て支援新制度』をスタートさせ、全国すべての自治体が『子ども・子育て支援事業計画』を策定するよう義務付けました。また、平成28年6月には「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、地域共生社会の実現を進めると示されています。

新城市では、平成24年3月に『新城版こども園制度基本計画』を策定し、子どもと子育てに関する支援を充実させる取り組みを進め、平成27年3月に『新城市子ども・子育て支援事業計画』を策定しました。

こうした中、「新城版こども園」による就学前の保育・幼児教育、子どもの発達、子育て支援などに関してソフトとハードの両面で更なる充実を図り、併せて保育現場の人材育成に注力してきました。また、放課後児童クラブを全小学校に開設し供給量の確保に努めるとともに、保育の質と施設整備などによる環境改善を進めてきました。こうした取り組みに加え、行政だけでなく、民間の子ども・子育てに関する事業者・市民団体・地域自治体に代表される地域社会などに支えられ、協働し、一体となり、新城市だからこそできる「子ども」を中心に置いた様々な取り組みを進めることができました。

また、平成29年3月に『新城市子ども・子育て支援事業計画』と整合し、補完する側面を持たせた『新城市こどもの未来応援事業計画』を策定し、子ども食堂・地域食堂の推進など様々な子どもの貧困対策の実施、子育て世代包括支援センターの設置なども同時並行で展開してきました。

※ 「相対的貧困」とは、世帯収入から国民一人一人の所得を試算し、真ん中の人の所得の半分のラインを相対的な貧困線とし、18歳未満でこの貧困線を下回る人を指しています。

こうした中、現在の『新城市子ども・子育て支援事業計画』が令和元年度で最終年度を迎えることから、より充実した子ども・子育ての環境が整えられるよう、また『第2次新城市総合計画』や『新城市こどもの未来応援事業計画』を推進し、計画的、継続的、重層的な事業展開に取り組むことを目的とし、『第二期 新城市子ども・子育て支援事業計画』を策定します。

なお、計画策定にあたっては、平成 29 年度に実施した「子ども・子育て支援ニーズ調査」の結果を需要量等の基礎資料とし、変化する社会・経済の情勢等に対応したものとします。

【 子ども子育て年表 】

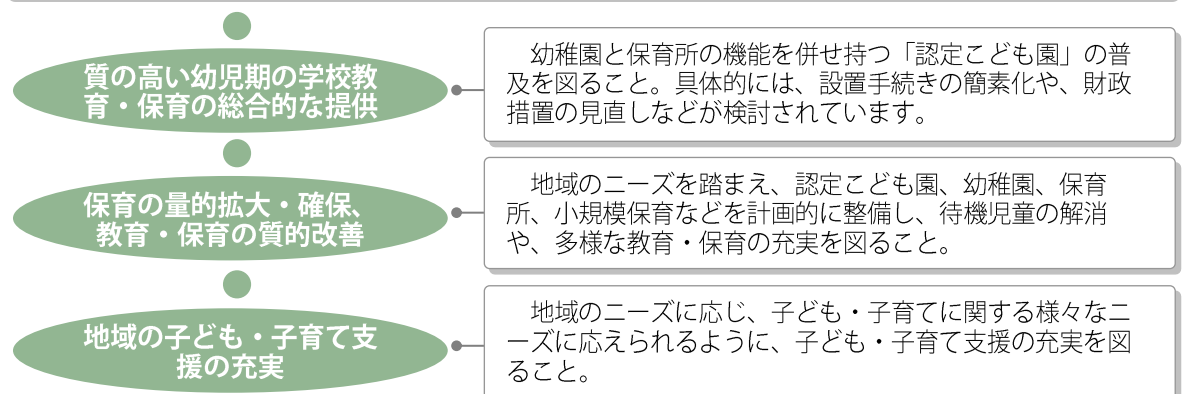
| | | 平成 22 年度 | 平成 23 年度 | 平成 24 年度 | 平成 25 年度 | 平成 26 年度 |
|---|------------------|-------------------|----------|----------|-----------------|----------|
| 国 | 子ども・子育て支援法関連 3 法 | | | 法案成立 | | |
| | ニッポン一億総活躍プラン | | | | | |
| 市 | 新城版こども園制度基本計画 | 検討委員会発足 基本構想策定 | 基本計画策定 | | 新城版こども園 スタート | |
| | 新城市子ども・子育て支援事業計画 | | | | | 計画策定 |
| | 新城市こどもの未来応援事業計画 | | | | | |

| | | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和元年度 |
|---|------------------|------------------|------------------------------------|----------|---------------------|-------------|
| 国 | 子ども・子育て支援法関連 3 法 | 子ども・子育て支援新制度スタート | | | | 幼児教育・保育無償化 |
| | ニッポン一億総活躍プラン | | 閣議決定 ⇒改正児童福祉法 ⇒子ども・若者育成支援推進法 | | | |
| 市 | 新城版こども園制度基本計画 | | | | 3 歳以上児 基本保育料無償化 | |
| | 新城市子ども・子育て支援事業計画 | | | 中間見直し | | 第二期 計画策定 |
| | 新城市こどもの未来応援事業計画 | | 計画策定 | | 子育て世代包括 支援センター設置 | |

【 子ども・子育て関連 3 法と制度の主な内容 】

「子ども・子育て関連 3 法」とは次の 3 つの法律を合せて呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）



2 計画の位置づけ

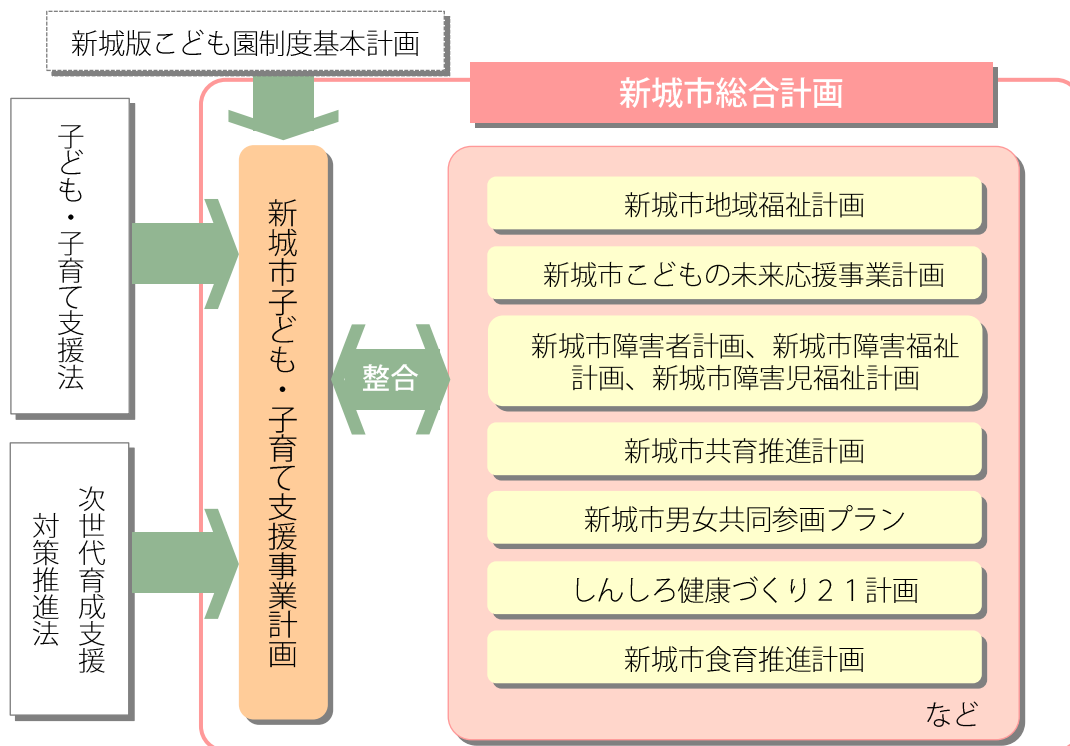
本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく計画で、すべての子ども自身の「育ち」と子育て世帯の保護者を支援するとともに、地域が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するものです。

これまでその取り組みを進めてきた「次世代育成支援対策推進法」に基づく新城市次世代育成支援対策地域行動計画を継承しながら、子どもと家庭に関する施策を体系化します。

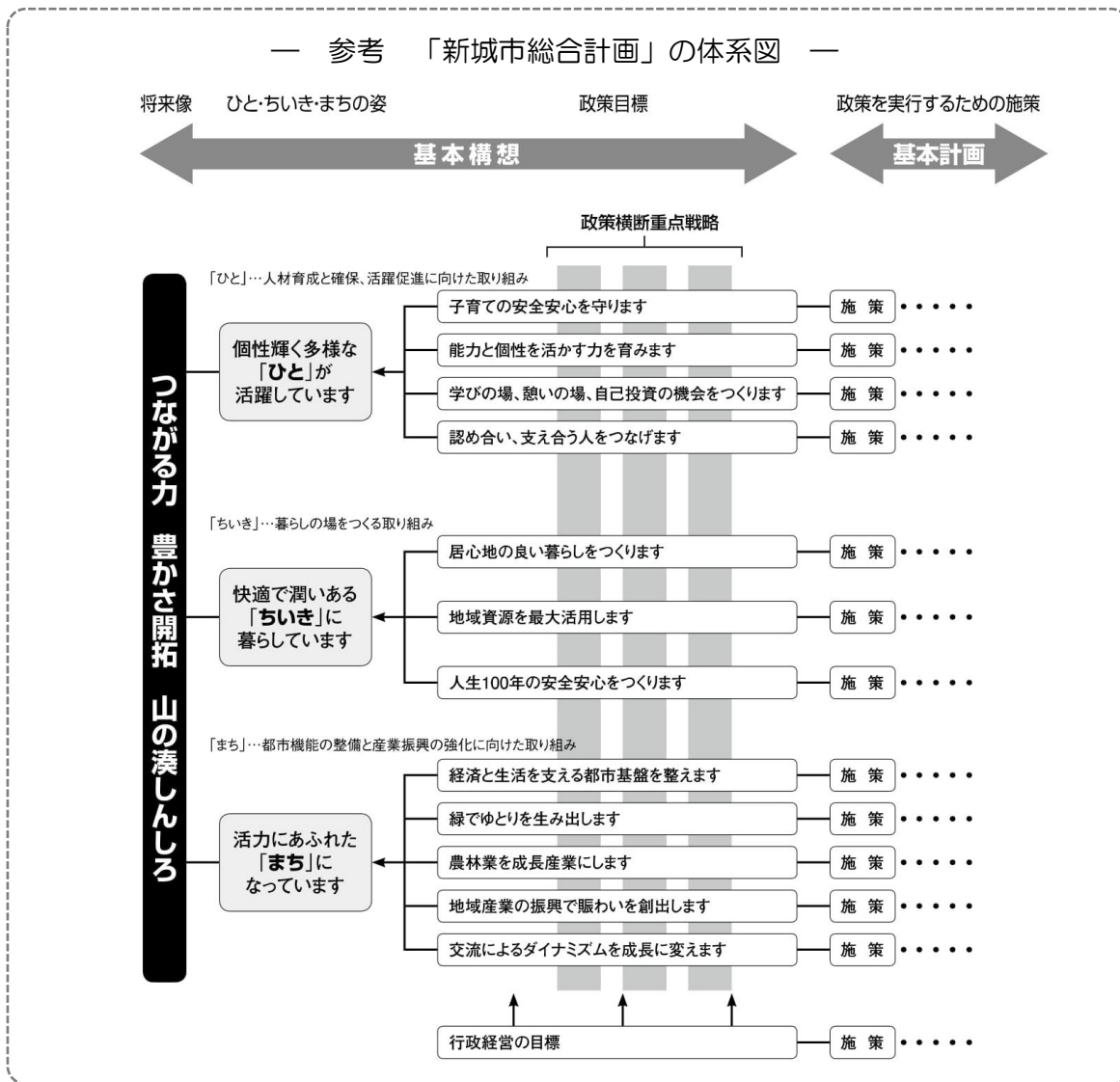
子ども・子育てを取り巻く施策は、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどあらゆる分野にわたるため、これらの施策を総合的・一体的な推進するとともに、本市の教育理念である家庭・地域・学校が三位一体となった「共育（ともいく）」^{*}を推進することが必要になります。

このため、新城市総合計画、新城版こども園制度基本計画、新城市地域福祉計画、新城市こどもの未来応援事業計画、新城市障害者計画、新城市障害福祉計画、新城市障害児福祉計画、新城市共育推進計画など他の計画との整合を図ります。

【 計画の位置づけ 】



^{*} 「共育（ともいく）」とは、家庭・地域・学校が連携し、子どもの教育に関わることで、子どもと共に大人も育つことを意味する新城市の教育理念であり、「子どもと共に過ごし、共に学び、共に育つ」ことを意味します。



3 計画期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は5年を1期とした事業計画を定めるものとしています。このため、本市の計画期間を令和2年度から令和6年度までの5年間とします。また、計画内容と実態に大きな違いが生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行うものとします。

【 計画期間 】

| 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和1年度 | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------------------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 第一期計画策定 | 第一期計画 | | | | 第一期計画終了 第二期計画策定 | 第二期計画 | | | | |
| | | | 計画の見直し | | | | | 計画の見直し | | |

4 計画策定の経過

(1) ニーズ調査の実施 ●●●●●●●●

本計画を見直しするにあたり、子育て家庭の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、市内に在住するすべての就学前児童と小学校就学児童の保護者を対象として、「子ども・子育て支援ニーズ調査」を実施しました。

その理由として、本計画策定時でも対象者全数調査を実施し、ニーズ量を把握しましたが、一部の事業においてニーズ量と利用実績に大きな乖離がみられたため、改めて最新のニーズ量を把握する必要があると判断したことによるものです。

実施期間：平成 29 年 9 月 19 日から同年 9 月 29 日まで () 内は平成 25 年調査

| 分類 | 調査対象数 | 回答数 | 回答率 |
|---------|----------------------|----------------------|------------------|
| 就学前児童 | 1,906 人 (2,311 人) | 1,546 人 (1,794 人) | 81.1% (77.6%) |
| 小学校就学児童 | 2,265 人 (2,507 人) | 2,204 人 (2,314 人) | 97.3% (92.3%) |
| 計 | 4,171 人 (4,818 人) | 3,750 人 (4,108 人) | 89.9% (85.3%) |

(結果は 11～20 ページの第 2 章 2「ニーズ調査から見られる現状」に掲載)

(2) 「子ども・子育て会議」の設置・開催 ●●●●●●●●

本計画に子育て家庭の保護者の意見を反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の保護者の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者など 15 名により構成された「新城市子ども・子育て会議」を平成 26 年 2 月 6 日に設置しました。

平成 30 年 4 月に委員の改選を行い、今回の計画の内容について審議しました。

(3) パブリックコメントの実施 ●●●●●●●●

令和 2 年 2 月 17 日～3 月 9 日に、パブリックコメントを実施し、計画素案に対する幅広い意見を聴取しました。

第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の状況

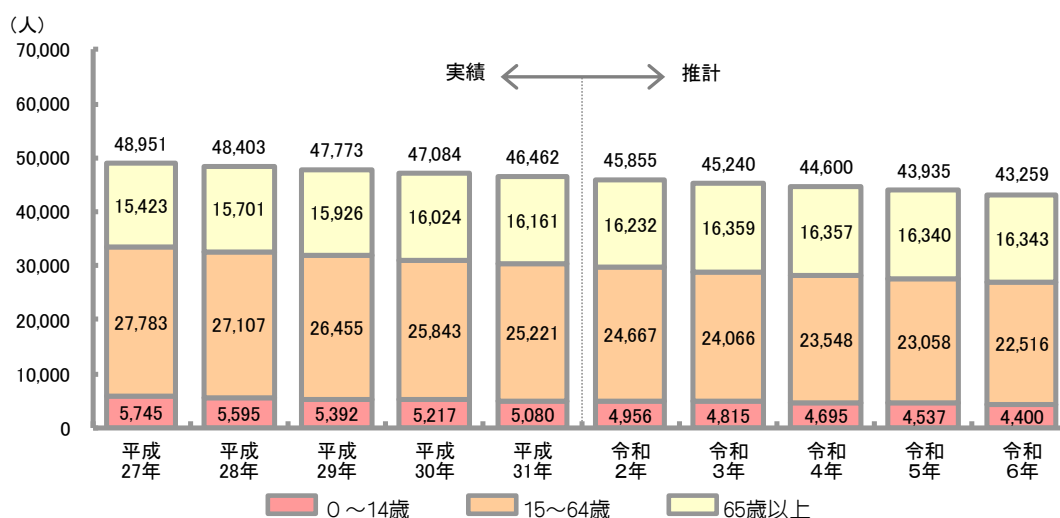
1 新都市の人口動態等の現状

(1) 人口推移と推計

本市の人口推移をみると、総人口は年々減少しております。平成31年4月1日現在で46,462人となっています。

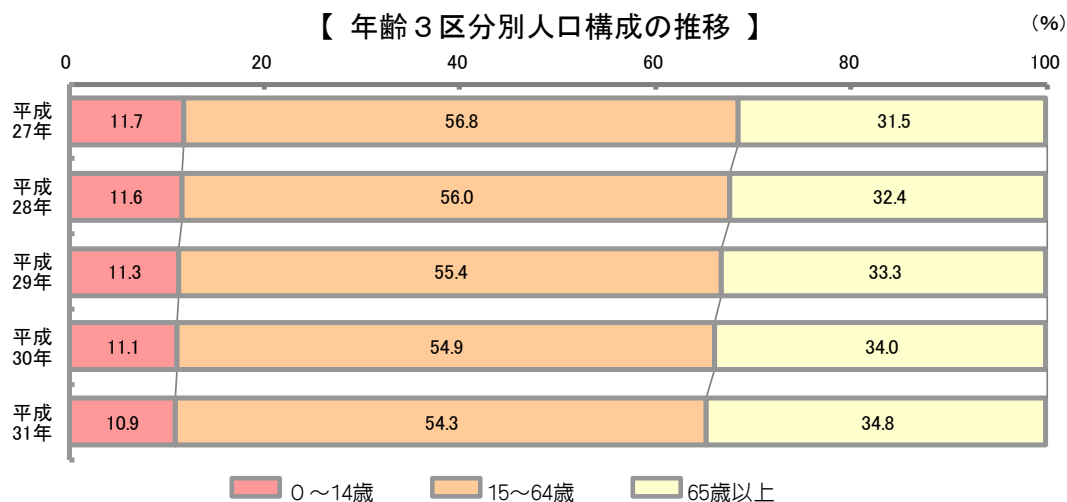
また、年齢を0～14歳、15～64歳、65歳以上の3区分にした人口構成の推移を見ると、0～14歳の割合は横ばいですが、65歳以上の割合は増加しており、少子高齢化が進んでいます。

【 人口推移と推計 】



※推計人口は住民基本台帳を元にコーホート変化率法を用いて算出したもの
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

【 年齢3区分別人口構成の推移 】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

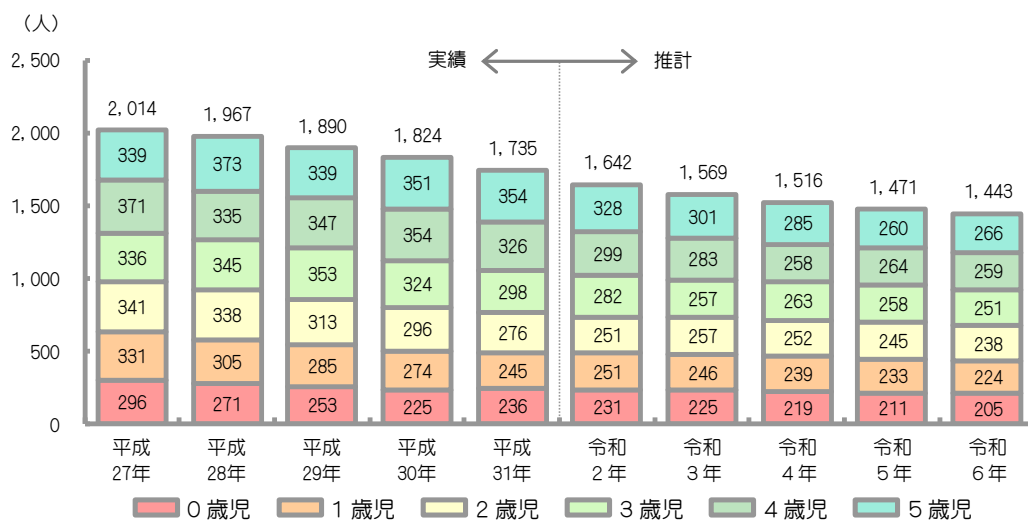
(2) 子どもの人口の推移と推計 ●●●●●●●●

本市における0～14歳の年少人口の推移と推計のうち、0～5歳の子どもの人口は、平成27年と比較すると平成31年では279人減少し、1,735人となっています。令和2年以降の推計人口も減少が続くと推測されます。

一方、0～5歳の外国人人口は緩やかに増加しており、平成31年に35人となっています。

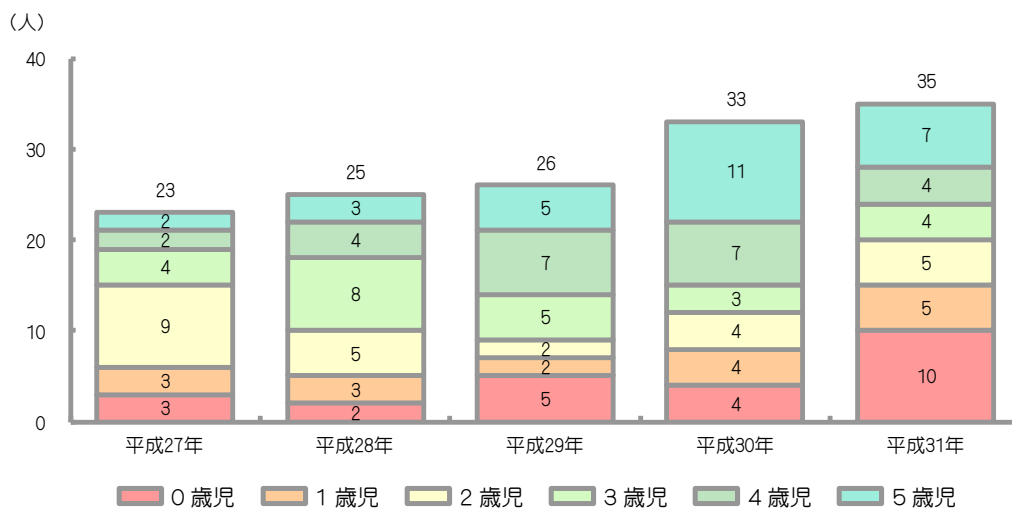
(推計人口は住民基本台帳を元にコーホート変化率法を用いて算出したもの)

【 子どもの人口の推移と推計 】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

【 外国人の子どもの人口の推移 】

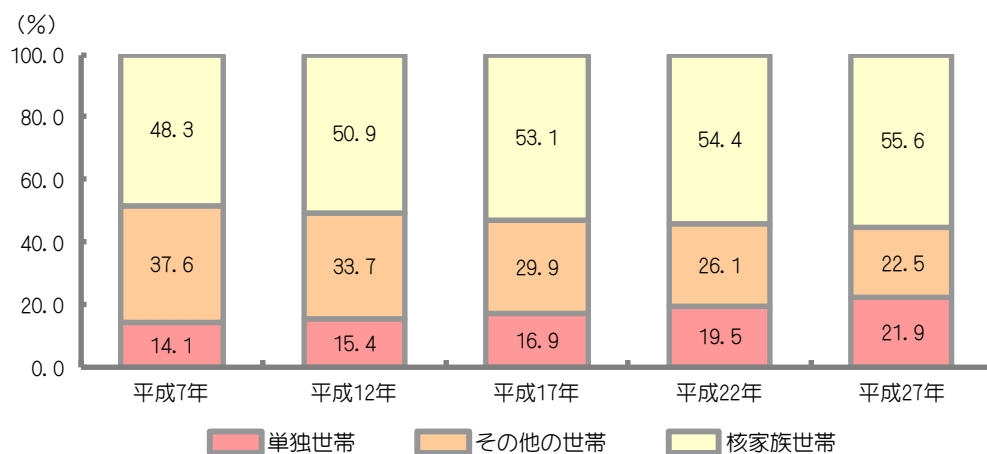


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(3) 世帯構成の状況 ●●●●●●●●

本市における世帯構成の推移をみると、核家族世帯の占める割合が、年々増加しており、平成12年以降5割を超えています。単独世帯の占める割合の増加も大きく、3世代以上の家族を含むその他の世帯の割合が徐々に減少しています。

【 世帯構成の推移 】



資料：国勢調査

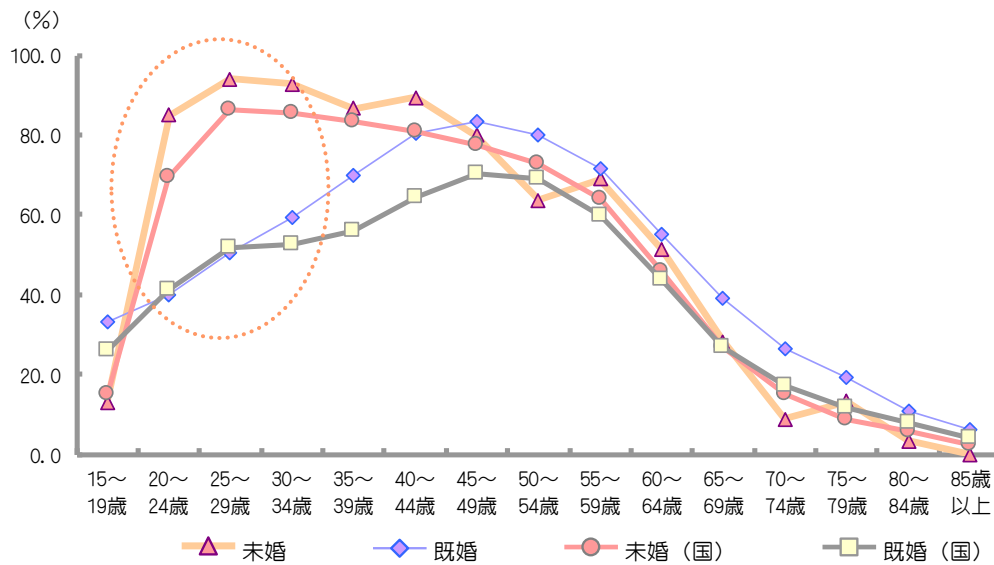
(4) 女性の労働状況 ●●●●●●●●

本市における平成 22 年と平成 27 年の女性の未婚・既婚別労働力率を比較してみると、既婚に比べ未婚の 20 歳～34 歳における労働力率の開きの平均が 40.6 ポイントから 20.4 ポイントに縮小しています。

これは、既婚者の労働率が高くなってきたことを示しており、今後、3 歳未満児の保育需要が高まることが推測されます。

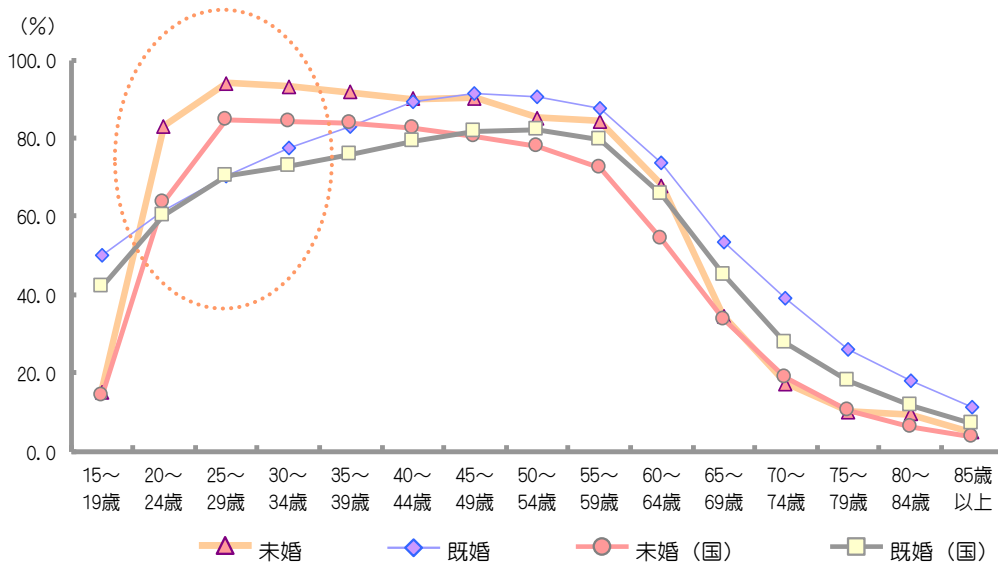
【女性の未婚・既婚別労働力率】

【平成 22 年】



資料：国勢調査

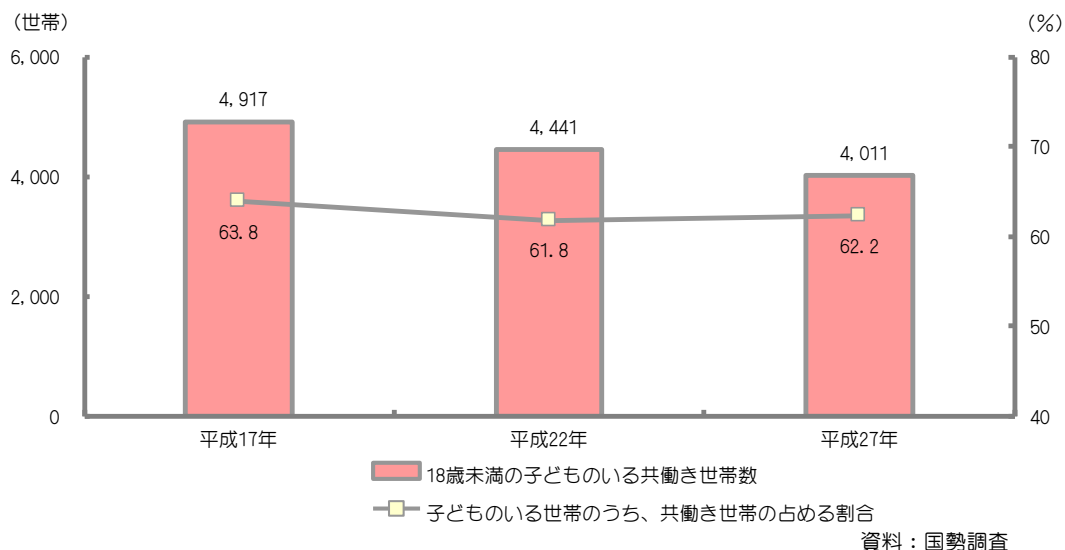
【平成 27 年】



資料：国勢調査

本市における共働き世帯の状況をみると、生産年齢人口の減少に伴い 18 歳未満の子どものいる共働き世帯数は減少傾向にあり、平成 27 年で 4,011 世帯となっています。子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合は、6 割を超えて横ばいです。

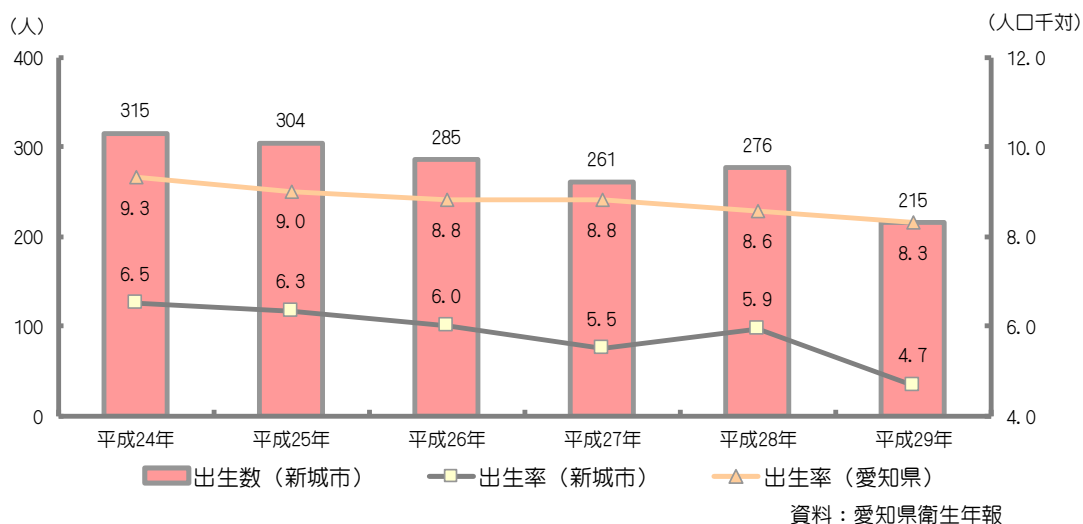
【 共働き世帯の状況 】



(5) 出生の推移 ●●●●●●●●

本市における出生数及び出生率はともに減少傾向です。主な原因としては、第 2 次ベビーブーム世代に相当する年齢の女性がおおむね出産する時期を過ぎてきたため、出生数及び出生率が減少したと推測されます。

【 出生数及び出生率（人口対）の推移 】



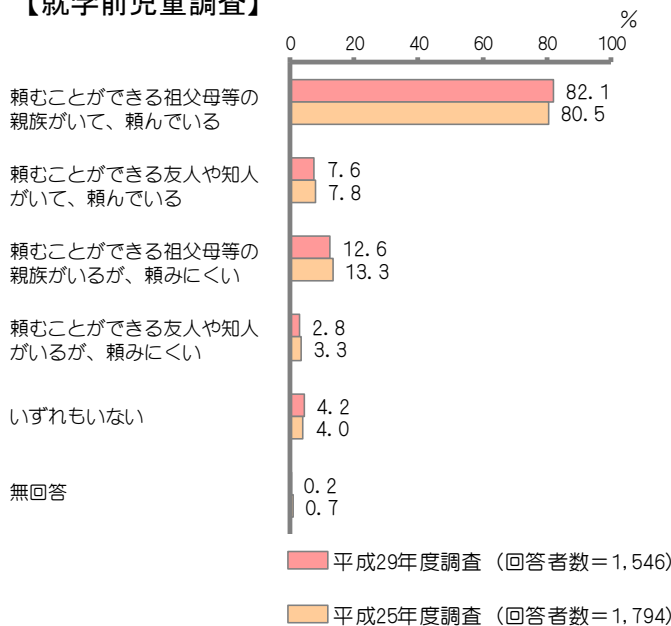
2 ニーズ調査結果からみえる現状

※ 平成 25 年度調査と平成 29 年度調査において同様の設問をしているものについて、傾向分析として、割合で比較しています。また、本調査では、「子ども」を「お子さん」として表記し、調査を実施しています。

(1) お子さん*とご家族の状況について ●●●●●●●●

① 子どもをみてもらえる親族・知人

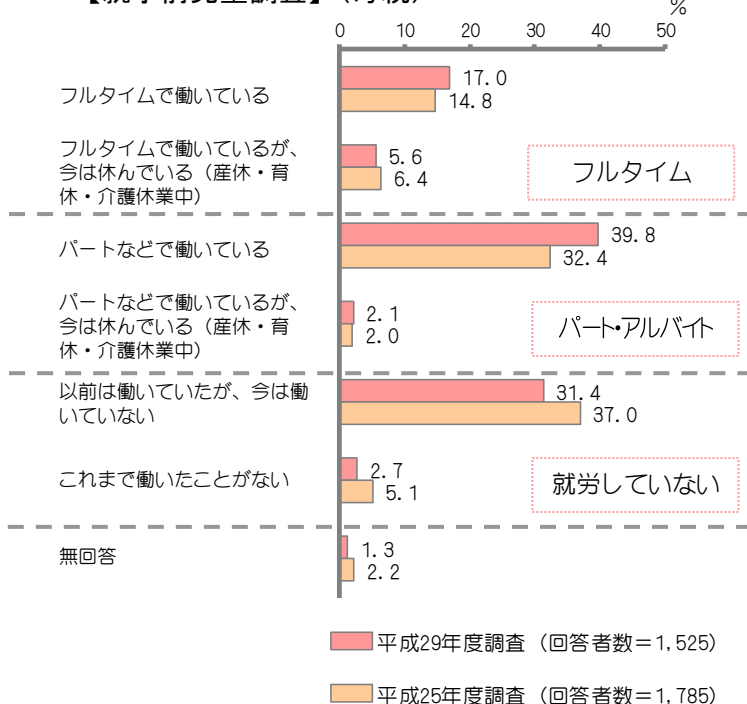
【就学前児童調査】



- 日頃もしくは緊急な用事の際に、お子さん*の面倒をみてもらえる人はいるかについて、「頼むことができる祖父母等の親族がいて、頼んでいる」の割合が82.1%と最も高く、次いで「頼むことができる祖父母等の親族がいるが、頼みにくい」の割合が12.6%となっています。
- 平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

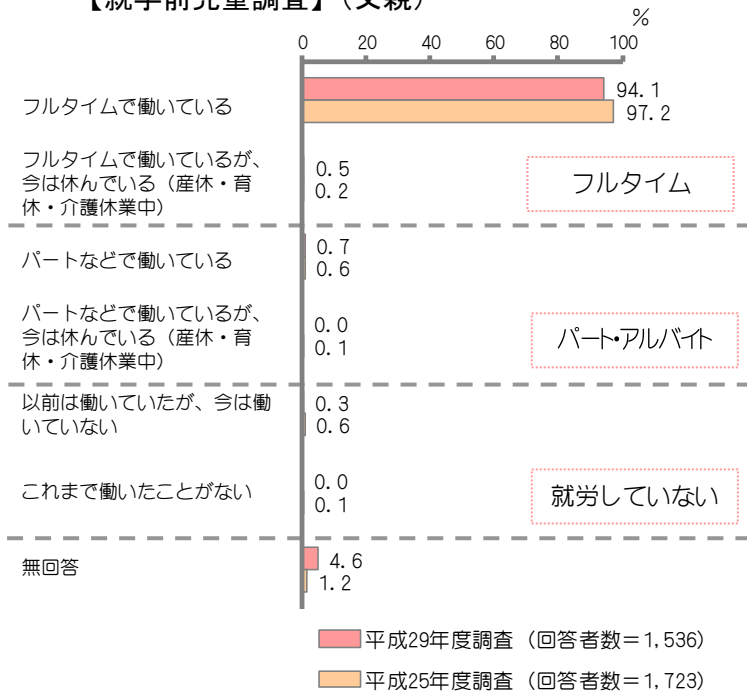
② 母親と父親の就労状況

【就学前児童調査】(母親)



- 母親は、「パートなどで働いている」の割合が39.8%と最も高く、次いで「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が31.4%、「フルタイムで働いている」の割合が17.0%となっています。
- 平成 25 年度調査と比較すると、「フルタイムで働いている」、「パートなどで働いている」の割合が増加し、「以前は働いていたが、今は働いていない」の割合が減少しています。

【就学前児童調査】（父親）

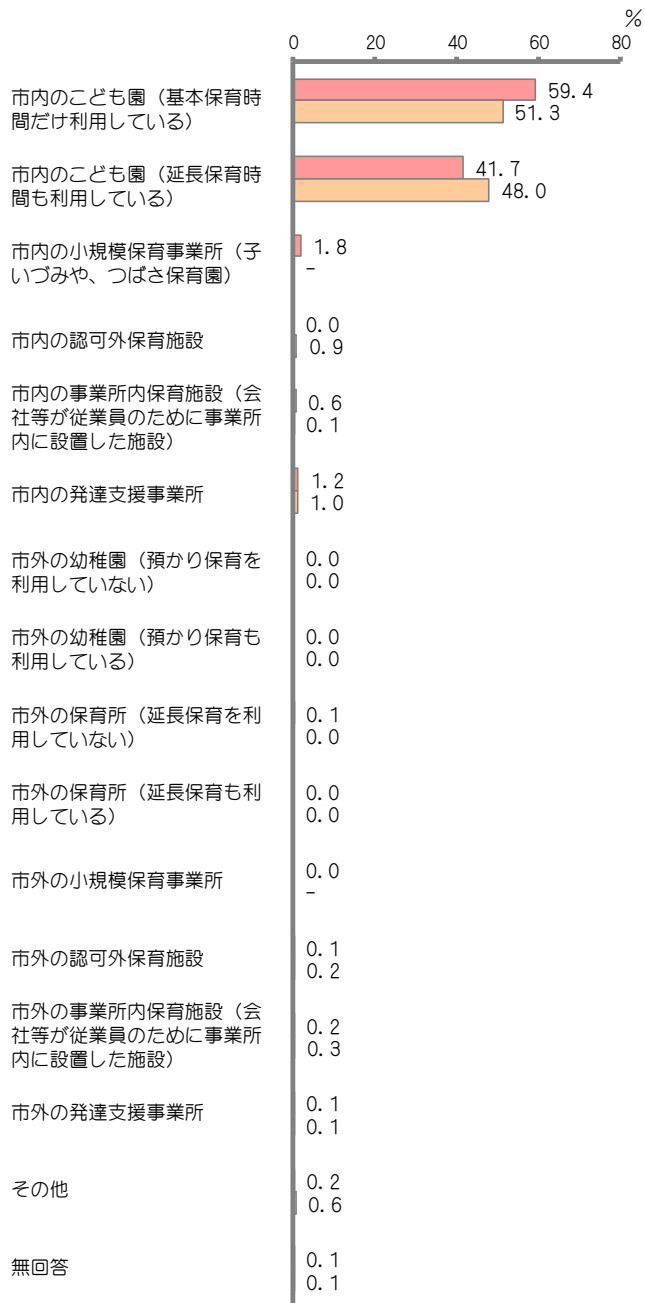


- 父親は、「フルタイムで働いている」の割合が94.1%と最も高くなっています。
- 平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について ●●●●●●●●

① 平日利用している教育・保育事業

【就学前児童調査】



■ 平成29年度調査 (回答者数=1,213)

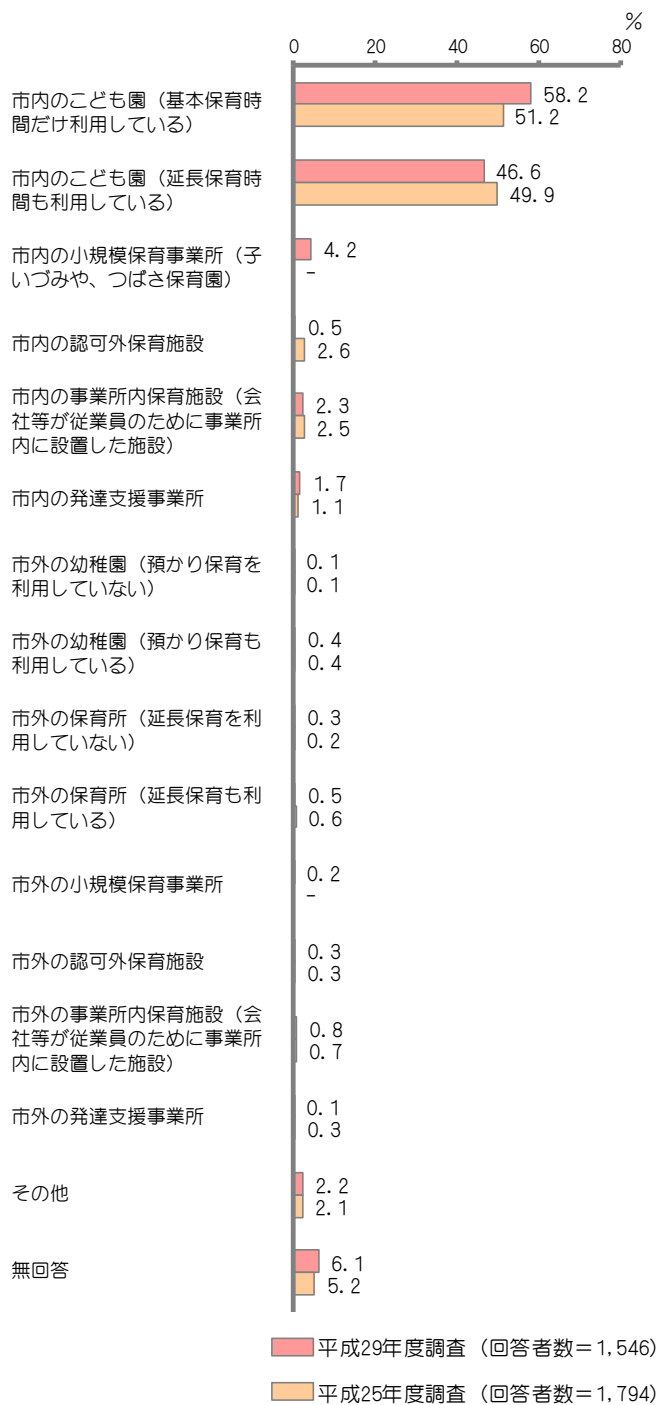
■ 平成25年度調査 (回答者数=1,155)

・「市内のこども園 (基本保育時間だけ利用している)」の割合が59.4%と最も高く、次いで「市内のこども園 (延長保育時間も利用している)」の割合が41.7%となっています。

・平成25年度調査と比較すると、「市内のこども園 (基本保育時間だけ利用している)」の割合が増加し、「市内のこども園 (延長保育時間も利用している)」の割合が減少しています。

② 平日利用したい教育・保育事業

【就学前児童調査】



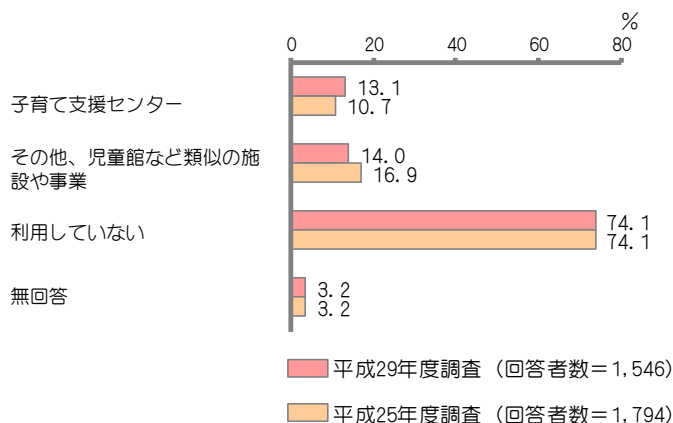
・現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さん※の平日の教育・保育の事業として、「市内のこども園(基本保育時間だけ利用している)」の割合が58.2%と最も高く、次いで「市内のこども園(延長保育時間も利用している)」の割合が46.6%となっています。

・平成25年度調査と比較すると、「市内のこども園(基本保育時間だけ利用している)」の割合が増加し、「市内のこども園(延長保育時間も利用している)」の割合が減少しています。

(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について ●●●●●●●●

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

【就学前児童調査】

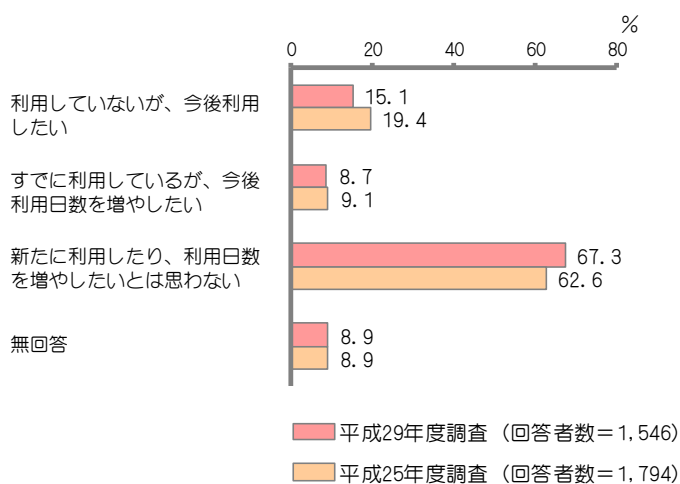


- 地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）を利用しているかについて、「利用していない」の割合が74.1%と最も高く、次いで「その他、児童館など類似の施設や事業」の割合が14.0%、「子育て支援センター」の割合が13.1%となっています。

- 平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

【就学前児童調査】

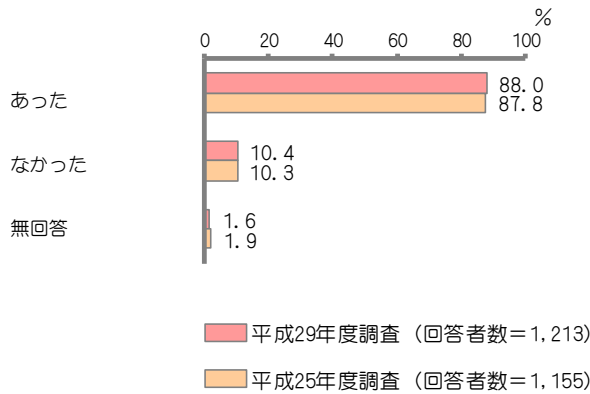


- 地域子育て支援拠点事業について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が67.3%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」の割合が15.1%となっています。

- 平成25年度調査と比較すると、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」の割合が増加し、「利用していないが、今後利用したい」の割合が減少しています。

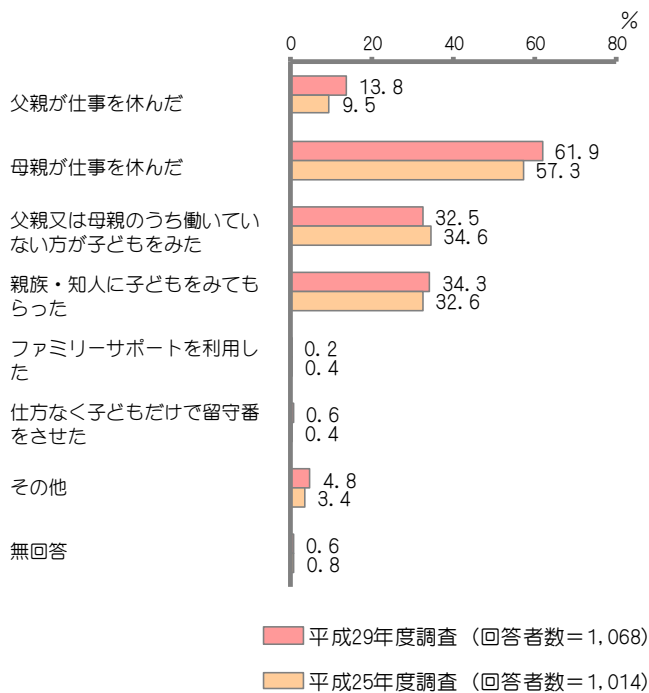
(4) 一時預かり等の短時間サービスについて ●●●●●●●●

① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法 【就学前児童調査】



- 1年間に、お子さん*が病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが、「あった」の割合が88.0%、「なかった」の割合が10.4%となっています。
- 平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

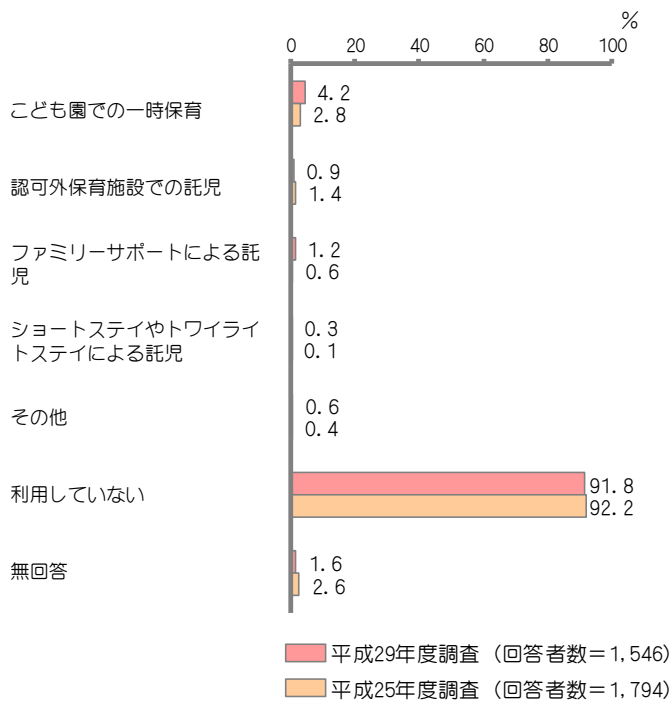
【就学前児童調査】



- 対処方法として、「母親が仕事を休んだ」の割合が61.9%と最も高く、次いで「親族・知人に子どもをみてもらった」の割合が34.3%、「父親又は母親のうち働いていない方が子どもをみた」の割合が32.5%となっています。
- 平成25年度調査と比較すると、「母親が仕事を休んだ」、「父親が仕事を休んだ」の割合が増加しています。

② 不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

【就学前児童調査】

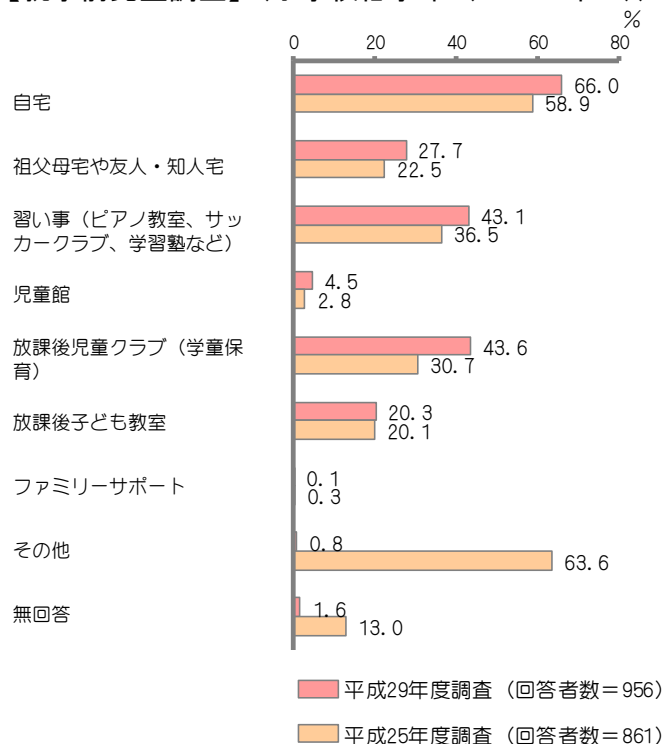


- 日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はあるかについて、「利用していない」の割合が91.8%と最も高くなっています。
- 平成25年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について ●●●●●●●●

① 小学校就学後の放課後の過ごし方について（3歳から5歳児のみ）

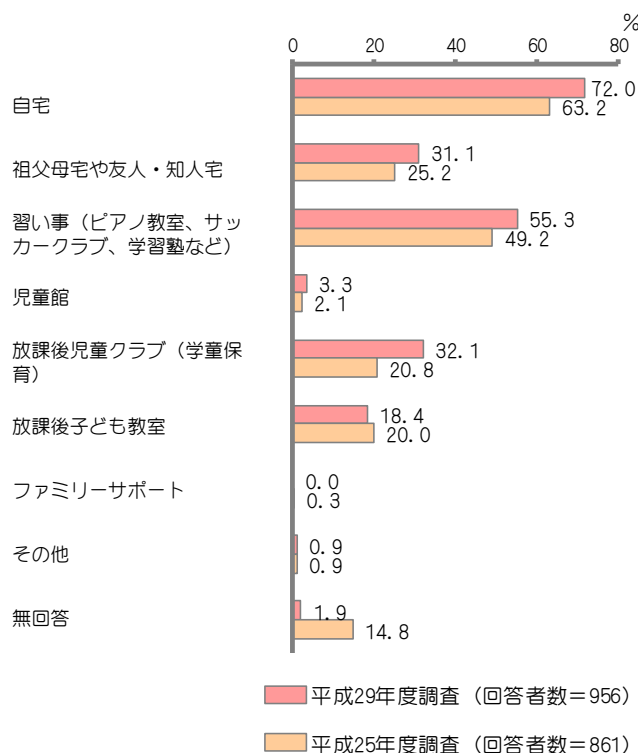
【就学前児童調査】（小学校低学年（1～3年生））



• お子さん*について、小学校低学年（1～3年生）のうち、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で過ごさせたいかについて、「自宅」の割合が66.0%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が43.6%、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が43.1%となっています。

• 平成25年度調査と比較すると、「自宅」、「放課後児童クラブ（学童保育）」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が増加しています。

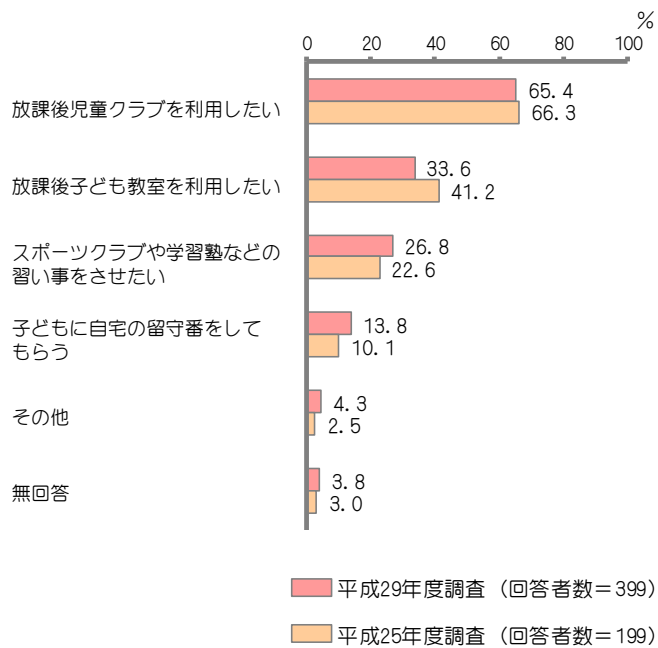
【就学前児童調査】（小学校高学年（4～6年生））



• 高学年（4～6年生）については、「自宅」の割合が72.0%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」の割合が55.3%、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が32.1%となっています。

• 平成25年度調査と比較すると、「自宅」、「放課後児童クラブ（学童保育）」、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が増加しています。

② 就学児童の保護者の希望



- 放課後児童クラブを利用しているお子さん[※]で、小学4年生以降の放課後の過ごし方について、「放課後児童クラブを利用したい」の割合が65.4%と最も高く、次いで「放課後子ども教室を利用したい」の割合が33.6%、「スポーツクラブや学習塾などの習い事をさせたい」の割合が26.8%となっています。
- 平成25年度調査と比較すると、「放課後子ども教室を利用したい」の割合が減少しており、「スポーツクラブや学習塾などの習い事をさせたい」、「子どもに自宅の留守番をしてもらう」の割合が増加しています。

3 新城版こども園制度基本計画の進捗状況

本市では、新城版こども園制度基本構想を具体化するため、平成 24 年 3 月に新城版こども園制度基本計画を策定し計画を推進してきました。

本計画中間見直しから新たに進ちょくのあった事業を抜粋しました。

(1) 3 歳未満児期 ●●●●●●●●

| 計 画 等 | 進 ち ょ く 状 況 |
|----------|---|
| 保育料の低負担化 | 令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化に伴い、0 歳から 2 歳児の住民税非課税世帯を対象に、今までの延長保育料においても無償化することとした。 |

(2) 3 歳以上児期 ●●●●●●●●

| 計 画 等 | 進 ち ょ く 状 況 |
|----------|--|
| 保育料の低負担化 | 令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化に伴い、3 歳から 5 歳児を対象に、今までの延長保育料においても無償化することとした。 |

(3) 接続期 ●●●●●●●●

| 計 画 等 | 進 ち ょ く 状 況 |
|---------------------|---|
| 接続期プログラム及びカリキュラムの作成 | 令和元年度に園長部会（接続期カリキュラム検討会）で小学校へつながる保育・教育活動等を見直した。 |

(4) カリキュラム ●●●●●●●●

| 計 画 等 | 進 ち ょ く 状 況 |
|---------------|--|
| こども園カリキュラムの作成 | 平成 30 年 4 月の保育所保育指針をはじめとする 3 法令の改定に伴い、「教育・保育課程」を「教育全体的及び保育の内容に関する全体的な計画」とした。 |

(5) 学童期 ●●●●●●●●

| 計 画 等 | 進 ち ょ く 状 況 |
|--------------------|--|
| 放課後児童クラブ支援員の専門性の充実 | 放課後児童クラブ支援員の質の向上のため、計画的に子どもの理解や対応などを外部講師による研修を行った。 |

(6) 育ちの連続性 ●●●●●●●●

| 計 画 等 | 進 ち ょ く 状 況 |
|------------------------------|--|
| 子どもの支援に係る組織が集まり、つなげるための会議の設置 | 今後療育連携の在り方を模索するため、令和元年度に関係機関の既存の事業についての課題を明確にした。 |

(7) 障がい児保育 ●●●●●●●●

| 計 画 等 | 進 ち ょ く 状 況 |
|-------------------------|--|
| おおぞら園のあり方の見直し | 平成 30 年度から言語聴覚士による個別訓練を週 1 回開始し、早期療育の充実を図った。令和元年度からは個別訓練に加えて、おおぞら園とこども園が同じ方向で療育ができるように、言語聴覚士とおおぞら園職員がこども園に向く「こども園訪問支援事業」を開始した。 |
| 単独療育施設の設置 | 東郷東こども園に療育室等を設置し、統合保育を実施している。 定員は入園支援委員会で 6 名～10 名程度を協議して決定する。 |
| 小学校入学を見据えた療育プログラムの策定と実施 | ①支援が必要な園児に、年長児担任と保護者が考えた個別支援計画を作成し、小学校の個別教育支援計画へ引き継ぐ。 ②令和元年度に保護者が小学校へ児の情報や配慮を伝えるための「児童版新城市サポートシート」を作成し、今後活用を図っていく。 |
| 児童発達支援センターの設置 | 平成 31 年 4 月策定の「第 2 次新城市総合計画」に設置目標を明記し、設置に向けて検討している。 |

(8) 多様な保育 ●●●●●●●●

| 計 画 等 | 進 ち ょ く 状 況 |
|-----------------|---|
| 外国籍のこどもと保護者への対応 | 令和元年度から企画政策課所属の通訳をこども未来課に配置して、外国籍のこどもや保護者が安心して入園や園生活ができるように通訳を開始した。 |

(9) 地域との関わり ●●●●●●●●

| 計 画 等 | 進 ち ょ く 状 況 |
|---------|--|
| 情報発信の向上 | 「こども園とはどんなところか」を地域に伝えるよう、子育て情報をまとめた専用ホームページ「子育て情報ナビ咲くら」で市内の園長が交代で発信している。(令和元年度 17 回) |

第3章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みと確保方策

1 教育・保育提供区域の設定



教育・保育提供区域の設定については、見直しが必要となる要素がないことから、これまで同様に市全域を一つとします。

ニーズ量の見込みの考え方については、国から見直しなどに関する通知等は発出されていないことから、これまで同様に「認定区分」や「家庭類型」などから算出することとします。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

(1) 「認定区分」と「家庭類型」による事業の対象家庭の抽出 ●●●●●

① 認定区分について

認定区分とは、保育所、認定こども園等の施設を利用する区分を事前に認定を受けるもので、年齢と保育の必要性（事由・区分）に基づいて、1・2・3号認定に区分します。

また、保育の必要性（事由・区分）の一つに、就労時間があります。就労時間の下限について、市町村ごとに運用の幅があるため、1か月48時間～64時間の中で、設定されることとされています。本市では、地域の就労実態等を考慮して60時間として設定しています。

「保育が必要」となる事由

○以下のいずれかの事由に該当すること

※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

①就労

- ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応（一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く）
- ・居宅内の労働（自営業、在宅勤務等）を含む。

②妊娠、出産

③保護者の疾病、障害

④同居又は長期入院等している親族の介護・看護

- ・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護

⑤災害復旧

⑥求職活動

- ・起業準備を含む

⑦就学

- ・職業訓練校等における職業訓練を含む

⑧虐待やDVのおそれがあること

⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

上記の事由により家庭において必要な保育を受けることが困難である状況に応じて保育必要量を設けることとなります。また、年齢で区分すると認定区分は、以下のとおりとなります。

| | 保育を必要とする | | 保育を必要としない | |
|------|----------|--------------------|-----------|-------------------|
| 0～2歳 | 3号認定 | 保育標準時間利用（最長 11 時間） | — | |
| | | 保育短時間利用（最長 8 時間） | | |
| 3～5歳 | 2号認定 | 保育標準時間利用（最長 11 時間） | 1号認定 | 教育標準時間利用（標準 4 時間） |
| | | 保育短時間利用（最長 8 時間） | | |

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の見込み量を把握するためには、1・2・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。そのためにアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

| 父親 \ 母親 | | ひとり親 | フルタイム就労 (産休・育休含む) | パートタイム就労 (産休・育休含む) | | | 未就労 |
|---------|-----------------------|-------------------|----------------------|--------------------|-------------------|--------|------|
| | | | | 120時間以上 | 120時間未満 下限時間以上 | 下限時間未満 | |
| 父親 | ひとり親 | タイプA | | | | | |
| | フルタイム就労 (産休・育休含む) | | タイプB | タイプC | タイプC' | | |
| | パートタイム就労 (産休・育休含む) | 120時間以上 | | タイプC | タイプE | | タイプD |
| | | 120時間未満 下限時間以上 | | | | タイプE' | |
| | | 下限時間未満 | | タイプC' | | | |
| | 未就労 | | | タイプD | | タイプF | |

↑ 保育の必要性あり ↑ 保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭 (母子または父子家庭)
 - タイプB : フルタイム共働き家庭 (両親ともフルタイムで就労している家庭)
 - タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 月 120 時間以上 + 下限時間 ~ 120 時間)
 - タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭 (就労時間: 下限時間未満)
 - タイプD : 専業主婦 (夫) 家庭
 - タイプE : パートタイム共働き家庭 (就労時間: 双方が月 120 時間以上 + 下限時間 ~ 120 時間)
 - タイプE' : パートタイム共働き家庭 (就労時間: いずれかが下限時間未満)
 - タイプF : 無業の家庭 (両親とも無職の家庭)
- 育児・介護休業中の人もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(3) ニーズ量の算出方法 ●●●●●

「量の見込み」等を算出する項目ごとに、ニーズ調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”が算出されます。

基本的には以下の方法で算出されますが、国では利用の実績を踏まえるよう求めています。このことから、令和2年度から令和6年度のニーズ量と確保量の見込みについてはニーズ量を勘案しつつ、平成27年度からの利用実績を踏まえ算出することとします。

1ステップ

【現在の家庭類型の算出】

ニーズ調査回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

2ステップ

【潜在的な家庭類型の算出】

現在の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在的な家庭類型でニーズ調査回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

3ステップ

【潜在的な家庭類型別の将来児童数の算出】

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在的な家庭類型を掛け合わせます。

○現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
○現在就労していない母親の就労希望

4ステップ

【利用意向率の算出】

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

たとえば、病児・病後児保育事業や放課後児童クラブ等は保育を必要とする家庭に限定されています。

5ステップ

【事業やサービス別の対象となる児童数の算出】

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在的な家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

6ステップ

【ニーズ量の算出】

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和2年度から6年度まで各年毎のニーズ量が算出されます。

本市の実情を踏まえ、子ども・子育て会議の審議を経て、事業やサービス別にニーズ量を決定します。

3 各年度における教育・保育の「量の見込み」及び「確保方策」

(1) こども園（保育所型認定こども園） ●●●●●●

【事業概要】

新城市内のこども園は、法令上は保育所と幼稚園のまま、保育時間、保育料、保育内容を統一した市独自の「新城版こども園」として、平成 25 年度から一体的な運用をしてきました。平成 30 年度からは、すべてのこども園を保育所型認定こども園として運営を開始しています。

【現状と課題】

- 平成 25 年度からスタートした「新城版こども園」制度により、基本保育時間（午前 8 時 30 分から午後 3 時まで）における 3 歳以上児の入園要件の撤廃とすべての年齢における保育料の低負担化を実現しました。これにより、市内のどこに住んでいても幼児教育が受けられる量的・質的な環境が整い、家庭の事情に影響されることなく子どもの学ぶ権利が保障されました。
- 平成 30 年度からは、3 歳以上児の平日の基本保育料を無償化することで、幼児教育を受けられる保障と、貧困の世代間連鎖を断ち切り、一層の推進を図っています。
- 令和元年 10 月からは国により、3 歳から 5 歳のすべての子ども及び、住民税非課税世帯の 0 歳から 2 歳の子どもの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用の無償化が行われ、これに合わせた幼児教育・保育の無償化に移行しました。
- 1 号・2 号認定子どもについては、少子化の影響から年々ニーズ量は減少傾向にあり、現状において提供量は十分に確保されています。
- 外国人労働者世帯も増加傾向にあり、入園手続き等にあたり言語や文化の違いからコミュニケーションが難しくなっています。
- 3 歳未満児の保育需要は依然高く、年度途中の申込みも多いことから、より良い保育環境を維持していくため一部の施設で乳幼児室の改修が必要となっています。
- 医療的ケアが必要な子どもや発達に特性を持つ子どもへの保育・療育については、それぞれの特性に応じた対応が求められています。

(人)

| | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
|----------------|----------|----------|----------|----------|
| 1 号認定（3 - 5 歳） | 406 | 363 | 340 | 314 |
| 2 号認定（3 - 5 歳） | 630 | 652 | 673 | 643 |
| 3 号認定（1 - 2 歳） | 224 | 227 | 240 | 247 |
| 3 号認定（0 歳） | 16 | 11 | 16 | 16 |

※ 4 月 1 日現在

【今後の方向性】

こども園の利用状況としては、出生数が年々減少しながらも3歳未満児の保育需要は増加傾向にあることから、より充実した保育が提供できるような環境を整備するため、3歳未満児の保育需要の高い千郷西こども園と東郷西こども園の乳幼児室を拡張し、施設定員の増加を図ります。

また、潜在的なニーズ量も含めると0歳児の提供量が不足するため、すべてのこども園で0歳児を受け入れる取り組みを進めるとともに、市内にある2つの小規模保育事業所も含め3号認定子どもの提供量の確保に努めます。

子育て家庭の保護者の職場復帰と企業の人材確保策として、育休明けから翌年度当初のこども園入園までの「つなぎ保育」に重点を置いた、企業主導型保育施設の普及促進と開設支援を進めていきます。

さらに、今後新城・鳳来・作手地区すべての地域において就学前児童数が減少傾向にあることから、特に減少の著しい地区では施設定員を見直していきます。

また、建築年次が古く施設の老朽化が進む千郷中こども園の建築を進めるとともに、建替え整備の時期を迎える東郷東こども園について、園児数の推移見込み、地理的条件、保護者や地域の意見などを総合的に勘案し、統廃合等再配置も含めた整備を計画します。併せて3歳以上児については、すべての子どもが保育を享受できるよう看護師等の人材確保や保育環境整備に努めていきます。

(2) 令和2年度以降の教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期 ●●●●●●

【令和2年度】

| | | 1号 | 2号 | | 3号 | | |
|----------------|----------------|------------------------------|-----------|------|---------------|-------------|-----|
| | | 3歳以上 教育希望 | 3歳以上保育が必要 | | 1・2歳 保育が必要 | 0歳 保育が必要 | |
| 教育希望が 強い | 左記以外 | | | | | | |
| (参考) 児童数推計 | | | 909人 | | 502人 | 231人 | |
| 需要率 | | 32% | 1% | 67% | 49% | 15% | |
| ニーズ量の見込み | | 292人 | 9人 | 617人 | 250人 | 36人 | |
| 提供量 (確保方策) | 特定教育・ 保育施設 | こども園(幼稚園、 保育所)、認定こども園 | 387人 | 783人 | | 314人 | 36人 |
| | 確認を受け ない幼稚園 | 上記に該当しない | — | — | | — | — |
| | 特定地域型 保育事業 | 小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育 | — | — | | 16人 | 6人 |
| | 認可外保育施設 | | — | — | | — | — |
| | 提供量合計 | | 387人 | 783人 | | 330人 | 42人 |
| 過不足分(提供量－ニーズ量) | | 95人 | 157人 | | 80人 | 6人 | |

※ 需要率：児童数推計値に対する、各ニーズ量の見込みの割合。

【令和3年度】

| | | 1号 | 2号 | | 3号 | | |
|----------------|----------------|------------------------------|-------------|------|---------------|-------------|-----|
| | | 3歳以上 教育希望 | 3歳以上保育が必要 | | 1・2歳 保育が必要 | 0歳 保育が必要 | |
| | | | 教育希望が 強い | 左記以外 | | | |
| (参考) 児童数推計 | | 841人 | | | 503人 | 225人 | |
| 需要率 | | 32% | 1% | 67% | 52% | 16% | |
| ニーズ量の見込み | | 270人 | 8人 | 571人 | 262人 | 36人 | |
| 提供量 (確保方策) | 特定教育・ 保育施設 | こども園(幼稚園、 保育所)、認定こども園 | 381人 | 769人 | | 314人 | 36人 |
| | 確認を受け ない幼稚園 | 上記に該当しない | — | — | | — | — |
| | 特定地域型 保育事業 | 小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育 | — | — | | 16人 | 6人 |
| | 認可外保育施設 | | — | — | | — | — |
| | 提供量合計 | | 381人 | 769人 | | 330人 | 42人 |
| 過不足分(提供量－ニーズ量) | | 111人 | 190人 | | 68人 | 6人 | |

【令和4年度】

| | | 1号 | 2号 | | 3号 | | |
|----------------|----------------|------------------------------|-------------|------|---------------|-------------|-----|
| | | 3歳以上 教育希望 | 3歳以上保育が必要 | | 1・2歳 保育が必要 | 0歳 保育が必要 | |
| | | | 教育希望が 強い | 左記以外 | | | |
| (参考) 児童数推計 | | 806人 | | | 491人 | 219人 | |
| 需要率 | | 32% | 1% | 67% | 54% | 16% | |
| ニーズ量の見込み | | 259人 | 8人 | 547人 | 267人 | 36人 | |
| 提供量 (確保方策) | 特定教育・ 保育施設 | こども園(幼稚園、 保育所)、認定こども園 | 381人 | 769人 | | 314人 | 36人 |
| | 確認を受け ない幼稚園 | 上記に該当しない | — | — | | — | — |
| | 特定地域型 保育事業 | 小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育 | — | — | | 16人 | 6人 |
| | 認可外保育施設 | | — | — | | — | — |
| | 提供量合計 | | 381人 | 769人 | | 330人 | 42人 |
| 過不足分(提供量－ニーズ量) | | 122人 | 214人 | | 63人 | 6人 | |

【令和5年度】

| | | 1号 | 2号 | | 3号 | | |
|----------------|----------------|------------------------------|-------------|------|---------------|-------------|-----|
| | | 3歳以上 教育希望 | 3歳以上保育が必要 | | 1・2歳 保育が必要 | 0歳 保育が必要 | |
| | | | 教育希望が 強い | 左記以外 | | | |
| (参考) 児童数推計 | | 782人 | | | 478人 | 211人 | |
| 需要率 | | 32% | 1% | 67% | 56% | 17% | |
| ニーズ量の見込み | | 251人 | 8人 | 531人 | 269人 | 36人 | |
| 提供量 (確保方策) | 特定教育・ 保育施設 | こども園(幼稚園、 保育園)、認定こども園 | 381人 | 769人 | | 314人 | 36人 |
| | 確認を受け ない幼稚園 | 上記に該当しない | — | — | | — | — |
| | 特定地域型 保育事業 | 小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育 | — | — | | 16人 | 6人 |
| | 認可外保育施設 | | — | — | | — | — |
| | 提供量合計 | | 381人 | 769人 | | 330人 | 42人 |
| 過不足分(提供量－ニーズ量) | | 130人 | 230人 | | 61人 | 6人 | |

【令和6年度】

| | | 1号 | 2号 | | 3号 | | |
|----------------|----------------|------------------------------|-------------|------|---------------|-------------|-----|
| | | 3歳以上 教育希望 | 3歳以上保育が必要 | | 1・2歳 保育が必要 | 0歳 保育が必要 | |
| | | | 教育希望が 強い | 左記以外 | | | |
| (参考) 児童数推計 | | 776人 | | | 462人 | 205人 | |
| 需要率 | | 32% | 1% | 67% | 58% | 17% | |
| ニーズ量の見込み | | 249人 | 8人 | 527人 | 269人 | 36人 | |
| 提供量 (確保方策) | 特定教育・ 保育施設 | こども園(幼稚園、 保育園)、認定こども園 | 381人 | 769人 | | 314人 | 36人 |
| | 確認を受け ない幼稚園 | 上記に該当しない | — | — | | — | — |
| | 特定地域型 保育事業 | 小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育 | — | — | | 16人 | 6人 |
| | 認可外保育施設 | | — | — | | — | — |
| | 提供量合計 | | 381人 | 769人 | | 330人 | 42人 |
| 過不足分(提供量－ニーズ量) | | 132人 | 234人 | | 61人 | 6人 | |

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び「確保方策」

(1) 時間外保育事業 ●●●●●●

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、こども園（幼稚園、保育所）や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【現状と課題】

- ・午後6時を超える延長保育（時間外保育）を実施するこども園については、利用実態を踏まえ、城北・千郷東・千郷西・東郷西・八名・長篠の6園としています。小規模保育事業所では1施設（子いづみや）で実施しています。
- ・月平均利用者数は、直近3年間の実績を平均すると微増傾向にあります。

(年間)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 施 設 数 | 6 か所 | 6 か所 | 6 か所 | 6 か所 |
| 月平均利用者数 | 25 人 | 20 人 | 23 人 | 38 人 |

※月平均利用者は 18 : 00 以降の利用者

【今後の方向性】

直近3年間の実績を平均すると微増傾向にあることから、今後のニーズ量を上方修正して対応していきます。

ただし、今後保護者の就労環境（勤務地、就労時間など）がこれまで以上に多様化した場合は、入園申し込み状況などで年度毎に実態を把握し、実施園の見直しや午後7時以降の開設を検討する必要があります。

なお、その際は「保育士の確保」が大きな課題となります。

(年間)

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ニ ー ズ 量 | 34 人 | 33 人 | 32 人 | 31 人 | 30 人 |
| 提 供 量 | 34 人 | 33 人 | 32 人 | 31 人 | 30 人 |
| 過 不 足 (提供量－ニーズ量) | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 | 0 人 |

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ） ●●●●●●

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供するため放課後児童クラブ（以下「クラブ」という）を開設し、支援員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後、学校振替休日のほか、夏休み等の長期休みにも開設しています。

【現状と課題】

- 平成 27 年度より利用対象が全学年児童となったことにより、利用希望児童が急増したため、待機児童を発生させないよう開設箇所の増加と施設整備・環境改善を進め、同年度には東郷西、平成 29 年度には千郷、舟着の3箇所に専用施設を建設しました。また、同年度には鳳来東小学校に新規開設できたことにより、市内全小学校への設置が完了し、現在通年開設 17 か所、長期休みのみ開設 3 か所となっています。
- 利用希望児童が年々増加し、とりわけ夏休み等の長期休みは急増傾向にあり、長期休み期間中の支援員等の人材確保に苦慮しています。また、多様化する児童に対して適切な支援を提供するため支援員の資質向上が課題となっています。

(年間)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 1 年 生 | 178 人 | 172 人 | 203 人 | 200 人 |
| 2 年 生 | 166 人 | 186 人 | 220 人 | 215 人 |
| 3 年 生 | 121 人 | 166 人 | 196 人 | 190 人 |
| 4 年 生 | 86 人 | 93 人 | 110 人 | 170 人 |
| 5 年 生 | 8 人 | 56 人 | 66 人 | 90 人 |
| 6 年 生 | 7 人 | 9 人 | 10 人 | 43 人 |
| 全 学 年 計 | 566 人 | 682 人 | 805 人 | 908 人 |

【今後の方向性】

今後も待機児童を発生させないため、必要に応じて小学校と協議し余裕教室等を利用し、開設箇所の確保に努めます。

また、支援員等の人材確保や研修を実施し、支援の質の向上について継続的に取り組んでいきます。

その他に、小学校再編により校区が広域化した地域における子どもの居場所としての役割に加え、「子ども食堂」の開設や「学習支援」の仕組みをつくり、地域の人達の居場所としての可能性も検討を進めていきます。

さらに、平成28年度から重症心身障がい児等の居場所づくりとして、支援を必要とする障がいのある子どもに対し、学校や家庭と異なる体験等を通じて「よくばり夏休み」として個々の子どもの状況に応じた支援を行っています。支援体制の環境整備が図られるまでの間、事業を継続することで、地域社会への参加を推進し、他の子どもも含めた集団の中での育ちを保障するよう取り組んでいきます。

(年間)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ニーズ量 (1年生) | 183人 | 169人 | 156人 | 147人 | 135人 |
| ニーズ量 (2年生) | 185人 | 186人 | 172人 | 158人 | 149人 |
| ニーズ量 (3年生) | 164人 | 173人 | 174人 | 161人 | 147人 |
| ニーズ量 (4年生) | 157人 | 142人 | 149人 | 150人 | 139人 |
| ニーズ量 (5年生) | 105人 | 114人 | 102人 | 108人 | 108人 |
| ニーズ量 (6年生) | 46人 | 43人 | 47人 | 42人 | 44人 |
| ニーズ量 (全学年) | 840人 | 827人 | 800人 | 766人 | 722人 |
| 提供量 (全学年) | 900人 | 900人 | 900人 | 900人 | 900人 |
| 過不足 (提供量-ニーズ量) | 60人 | 73人 | 100人 | 134人 | 178人 |

(3) 子育て短期支援事業 ●●●●●

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【現状と課題】

- ・緊急的に子どもの預かりが必要となった際の保育サービスを児童養護施設に委託しています。現在、短期入所生活援助事業は市内1施設及び市外3施設、夜間養護等事業は1施設と委託契約を結んで実施しています。核家族化が進み、子育てを支えてくれる身近な親族等との距離が離れてしまっていたり、関係性が希薄になっています。
- ・あらかじめ施設へ予約を入れることができず、受入れ施設側が直前でないと利用ができるかわからないので利用計画が立てにくい状況にあります。

(年間)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 利 用 日 数 | 0 日 | 0 日 | 23 日 | 19 日 |

【今後の方向性】

核家族の増加及び身近で子育てを支えてくれる親族の高齢化などにより、緩やかにニーズは高まっていくと予想されます。また、夜間養護等事業が1施設のみであることも踏まえ、利用可能施設を増やすよう努めていきます。

また、制度の周知が十分でないため、利用者が伸びないとも考えられるため、子育て世代への周知に努めていきます。

(年間)

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ニ ー ズ 量 | 20 人日 | 20 人日 | 20 人日 | 21 人日 | 21 人日 |
| 提 供 量 | 120 人日 | 120 人日 | 120 人日 | 120 人日 | 120 人日 |
| 過 不 足 (提供量-ニーズ量) | 100 人日 | 100 人日 | 100 人日 | 99 人日 | 99 人日 |

人日：年間の延べ利用人数

(4) 地域子育て支援拠点事業 ●●●●●●

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状と課題】

- ・市内3か所の子育て支援センター（城北・長篠・作手）及び市内2か所の児童館（鳥原・たんぼぼ）に各1名の専任職員を配置し、親子ふれあい遊び、子育てに関する相談や情報提供、児童館まつりなどの各種イベントを開催しています。
- ・こども園や保健センターなどとも連携・協働し、子育て家庭の保護者の相談支援を充実させる必要があります。

(年間)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----------------------|---------|---------|---------|---------|
| 延べ利用者数 (子育て支援センター) | 14,605人 | 14,378人 | 21,614人 | 19,482人 |
| 延べ利用者数 (児童館) | 21,228人 | 22,320人 | 21,493人 | 21,832人 |
| 実施箇所数 | 5か所 | 5か所 | 5か所 | 5か所 |

【今後の方向性】

市域が広いことから施設が遠く、乳幼児を連れての移動に負担を感じる保護者もいることから、こども園の建て替えなどを機会に保護者意見を伺いながら施設の配置や整備についての検討を進めます。

(年間)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|---------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ニーズ量 (子育て支援センター) | 17,963人回 | 17,840人回 | 17,399人回 | 16,884人回 | 16,345人回 |
| ニーズ量 (児童館) | 20,129人回 | 19,992人回 | 19,498人回 | 18,921人回 | 18,317人回 |
| 提供量 | 42,000人回 | 42,000人回 | 42,000人回 | 42,000人回 | 42,000人回 |
| 過不足 (提供量-ニーズ量) | 3,908人回 | 4,168人回 | 5,103人回 | 6,195人回 | 7,338人回 |

人日：年間の延べ利用回数

(5) 保育所その他の場所での一時預かり事業 ●●●●●●

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育所その他の場所で一時的に預かる（一時保育）事業です。

【現状と課題】

- ・0歳児から2歳児までの一時預かり事業は、増加傾向にあります。これは、一時保育の利用要件を見直した（リフレッシュ、里帰り出産、一時帰国なども利用可とした）ことによるもので、特に、子育て中の保護者のリフレッシュを理由とする利用が急増しており、今後も傾向は続いていくと推測されることから、提供量が不足すると希望日に利用できなくなっています。

(年間)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---------------|----------|----------|----------|----------|
| 年 延 べ 利 用 者 数 | 1,397 人 | 1,451 人 | 1,408 人 | 1,591 人 |

【今後の方向性】

在宅育児家庭の重要な支援施策としてニーズ量に対する提供量を満たせるよう、保育士の確保と一時預かり事業を実施できるこども園を増やしていくよう努めます。

(年間)

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------------------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ニ ー ズ 量 | 1,547 人日 | 1,488 人日 | 1,456 人日 | 1,432 人日 | 1,425 人日 |
| 提 供 量 | 1,547 人日 | 1,488 人日 | 1,456 人日 | 1,432 人日 | 1,425 人日 |
| 過 不 足 (提供量－ニーズ量) | 0 人日 | 0 人日 | 0 人日 | 0 人日 | 0 人日 |

人日：年間の延べ利用人数

(6) 病児・病後児保育事業 ●●●●●●

【事業概要】

病気や病気回復期の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【現状と課題】

- ・現状では、新城市ファミリー・サポート・センターの病児・病後児を預かるための研修を受講した援助会員が対応することとしていますが、利用実績はほとんどない状況です。一方で、アンケート調査結果においては一定のニーズ量があることから、ニーズが潜在化していることも考えられます。
- ・ニーズが潜在化する主な理由としては、わが子が病気の際はできる限り看病したいと考える保護者が大半であり、それが叶えられる家庭環境などがあると推測されますが、近い将来の超高齢化によりニーズが表面化することも予測されることから、順次対策を検討していきます。
- ・具体的な案としては、ファミリー・サポート・センターの周知、援助会員の確保、利用料助成、預かり場所の確保などが挙げられます。

(年間)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|--------|----------|----------|----------|----------|
| 延べ利用者数 | 1人 | 0人 | 1人 | 2人 |
| 実施箇所数 | 0か所 | 0か所 | 0か所 | 0か所 |

【今後の方向性】

新城市ファミリー・サポート・センターの周知、援助会員の確保、利用料助成、預かり場所の確保などに努めていきます。

(年間)

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ニ ー ズ 量 | 366 人日 | 358 人日 | 351 人日 | 344 人日 | 337 人日 |
| 提 供 量 | 460 人日 | 460 人日 | 460 人日 | 460 人日 | 460 人日 |
| 過 不 足 (提供量－ニーズ量) | 94 人日 | 102 人日 | 109 人日 | 116 人日 | 123 人日 |

人日：年間の延べ利用人数

(7) ファミリー・サポート・センター事業 ●●●●●●

【事業概要】

育児の援助を依頼したい人（依頼会員）と協力したい人（援助会員）が構成員となり、有償で子どもを自宅での預かり及び塾などへの送迎をおこなう相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。

【現状と課題】

- ・育児の援助を依頼したい人（依頼会員）と協力したい人（援助会員）が構成員となり、有償で子どもを自宅での預かり及び塾などへの送迎をおこなう相互援助活動組織で、依頼会員はおおむね小学校6年生までの子どもを持つ保護者です。会員数は緩やかに増加傾向にあります。小学生利用者数はほぼ横ばいの状態が続いています。
- ・利用料が平日1時間700円、休日1時間1,000円のため、保護者の負担感が大きくなっています。

(年間)

| 会 員 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 依 頼 会 員 | 36 人 | 56 人 | 87 人 | 111 人 |
| 援 助 会 員 | 31 人 | 35 人 | 34 人 | 32 人 |
| 両 方 会 員 | 12 人 | 18 人 | 21 人 | 20 人 |

(年間)

| 利 用 者 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-------|----------|----------|----------|----------|
| 就 学 前 | 145 人日 | 126 人日 | 126 人日 | 115 人日 |
| 小 学 生 | 36 人日 | 42 人日 | 42 人日 | 36 人日 |

人日：年間の延べ利用人数

【今後の方向性】

事業運営の安定化と将来的な病的・病後児保育の担い手として会員育成を図ります。自治振興事務所などと連携し、説明会等を開催するなど、会員拡大に努めていきます。

また、在宅育児支援策の核の一つとして一時保育事業と同じレベルの保護者負担となる利用料助成などを検討していきます。相互援助の取り組みについてどのようなやり方があるのか情報収集し、検討していきます。

(年間)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|------------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ニーズ量（就学前） | 112人日 | 110人日 | 108人日 | 103人日 | 99人日 |
| ニーズ量（小学生） | 35人日 | 34人日 | 35人日 | 33人日 | 33人日 |
| 提供量（就学前） | 112人日 | 110人日 | 108人日 | 103人日 | 99人日 |
| 提供量（小学生） | 35人日 | 34人日 | 35人日 | 33人日 | 33人日 |
| 過不足（就学前） （提供量－ニーズ量） | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |
| 過不足（小学生） （提供量－ニーズ量） | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 | 0人日 |

人日：年間の延べ利用人数

(8) 利用者支援事業 ●●●●●●

【事業概要】

一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子どもまたはその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、多様なこども園（幼稚園・保育所）、認定こども園等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行うことを目的とします。

子ども、またはその保護者の身近な場所で、こども園（幼稚園・保育所）、認定こども園等に関する情報提供及び必要に応じた相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

- ① 利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、こども園（幼稚園・保育所）、認定こども園等を利用できるよう調整を図ります。
- ② こども園（幼稚園・保育所）、認定こども園等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③ この事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④ その他事業をより良く利用していただくために必要となる様々な業務を行います。

【現状と課題】

- ・市役所新庁舎移転に伴い、平成 30 年4月に妊娠期から子育て期とおおむね 40 歳までを対象に、妊娠期から切れ目のない子育て支援を行う「子育て世代包括支援センター」の機能をこども未来課内に設置しました。この「子育て世代包括支援センター」は、こども未来課の利用者支援事業の基本型と保健センターの母子保健事業と協働して活動を行う形態をとっています。こども未来課に専任職員（子育てコンシェルジュ）を1名配置し、こども未来課が事務局となる要保護児童対策地域協議会と連携を図りながら、家庭訪問等子育て支援を開始しました。
- ・市役所窓口での相談や子育て支援センター・保健センター等に出向いて保護者と面談相談、保護者と共にこども園の見学やハローワークの手続き同行など同行支援、家庭訪問を行っています。
- ・妊娠期からの切れ目のない支援の一環として、産後ケア事業（日帰り）助成を平成 30 年8月から実施しました。出産後6か月までの産後に育児・家事を手伝っ

てくれる人がいない、または産後の体調不良や育児不安のある母子に、母子の心身の休養と授乳支援や育児相談等を行う産後ケア事業の費用を助成することで、産後の育児不安や負担の軽減を図ります。利用施設は市内のしんしろ助産所、1日1,000円の自己負担金で1人7日まで利用でき、平成30年度は6人が延19日間利用しました。

- 平成31年4月から子育て世代包括支援センターが主となって、市内3つの地域子育て支援センター連絡協議会を行っています。入園前の保護者のニーズの把握をするとともに気になる親子へ適切な対応や早期介入ができるようになってきました。
- 外国籍の子育て家庭の転入、特定妊婦やひとり親家庭の増加などリスクが疑われる養育支援が必要な家庭が増えています。
- スマートフォンなど情報過多の中での育児不安や、情報は知っているが行動できない、子どもと遊んだりほめることが苦手というお母さんなど、なんらかの支援が必要となる親子が増えています。
- 不登校対応やひきこもり等の若者支援について、ケース会議を通して、関係機関との連携や情報共有ができるようになってきましたが、様々なケースに対応するためには、関係機関との協働や対応力の強化の取り組みが必要です。

【今後の方向性】

子育て世代包括支援センター機能の強化を図るため、子どもとその家庭及び妊産婦を対象にソーシャルワーク業務までを行う機能を担う「市区町村子ども家庭相談支援拠点」を設置し、すでに地域の様々な社会資源とのネットワークが構築されている要保護児童対策地域協議会の機能を拡大強化して、情報の一元化と速やかな情報共有により、家族単位での包括的な支援の方針協議と決定をし、必要な支援を行う体制を整えます。

(年間)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|--|-------|-------|-------|-------|-------|
| 二 ー ズ 量 (箇 所 数) | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 |
| 二 ー ズ 量 (相 談 件 数) | 110件 | 120件 | 120件 | 140件 | 150件 |
| 提 供 量 (箇 所 数) | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 | 1カ所 |
| 提 供 量 (相 談 件 数) | 110件 | 120件 | 120件 | 140件 | 150件 |
| 過 不 足 (箇 所 数) (提 供 量 - ニーズ量) | 0カ所 | 0カ所 | 0カ所 | 0カ所 | 0カ所 |
| 過 不 足 (相 談 件 数) (提 供 量 - ニーズ量) | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 | 0件 |

(9) 妊婦健康診査事業 ●●●●●

【事業概要】

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現状と課題】

- ・妊娠届出書に基づき、妊婦健康診査受診券の交付を行い、健康診査の助成を行っています。
- ・今後も継続して連携して早期からの支援体制を整えていく必要があります。

(年間)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|-------------|----------|----------|----------|----------|
| 妊 娠 届 出 数 | 287 件 | 232 件 | 258 件 | 246 件 |
| 延 べ 利 用 件 数 | 3,182 件 | 3,110 件 | 3,612 件 | 2,934 件 |

【今後の方向性】

現在同様、妊婦健康診査 14 回、子宮頸がん検診 1 回を県内の医療機関で受診できる健診補助券（受診票）の交付、県外医療機関で受診の際の助成金制度、助産所（2 機関）と県外医療機関でも利用頻度の多い病院（2 機関）との委託契約を継続します。

また、出産直後の子育て環境は、母親の体調に大きく影響を受けるため、健康診査の助成にとどまらず、妊娠期からの支援体制の一つとして活用していきます。

(年間)

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|---------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ニ ー ズ 量 (延受診者数) | 3,012 件 | 2,934 件 | 2,856 件 | 2,751 件 | 2,673 件 |
| 提 供 量 (対象者数) | 230 人 | 225 人 | 220 人 | 210 人 | 205 人 |
| 提 供 量 (延受診者数) | 3,012 件 | 2,934 件 | 2,856 件 | 2,751 件 | 2,673 件 |
| 過 不 足 (提供量－ニーズ量) | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 | 0 件 |

(10) 乳児家庭全戸訪問事業 ●●●●●●

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状と課題】

- ・赤ちゃん訪問員及び保健師で生後4か月までの訪問をほぼ全員に実施しています。里帰り先が市外の場合は希望により里帰り先への訪問を里帰り先の市町村に依頼をしています。
- ・里帰り先への訪問依頼と里帰り先としての訪問依頼がどちらも増加傾向にあり、訪問で把握した情報だけでなく、自宅へ戻ってからの養育環境もあわせて把握していく必要があります。

(年間)

| | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|
| 訪問数 | 260人 | 264人 | 224人 | 237人 |

【今後の方向性】

赤ちゃん訪問員を安定して確保するため計画的に、養成講座を講座を行います。

また、支援が必要な方がもれることがないよう、赤ちゃん訪問員の技術、資質等の向上のため育成講座を毎年実施し、安心して子育てできる環境の提供を目指します。

さらに、4か月以降も継続した支援が行うことが出来るような方法（例：赤ちゃん訪問員の活動の拡大）も検討していきます。

(年間)

| | 令和2年度 | 令和3年度 | 令和4年度 | 令和5年度 | 令和6年度 |
|-------------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| ニーズ量 | 243人 | 237人 | 231人 | 222人 | 216人 |
| 提供量 | 243人 | 237人 | 231人 | 222人 | 216人 |
| 過不足 (提供量-ニーズ量) | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 | 0人 |

(11) 養育支援訪問事業 ●●●●●

【事業概要】

児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する相談、助言、家事等の支援を行うヘルパー等の派遣を行うとともに、出産前で支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

また、要保護児童等に対する支援のために「要保護児童対策地域協議会」を設置しています。

【現状と課題】

- 健康課での妊娠届出時のアンケートにより養育支援が必要とされた妊婦を対象に、保健師が産前産後に継続して家庭訪問を行っています。こども未来課では、家庭児童相談員を配置し、健康課と連携協働して出産前からの家庭訪問を中心とした子ども支援・保護者支援を行っています。親子愛着推進事業の助産児訪問、セカンドブックスタート事業など新城市独自の家庭訪問事業を実施しています。
- 養育支援を必要とする家庭に訪問して、より身近なところできめ細やかな支援が必要であります。

(年間)

| | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 |
|---------|----------|----------|----------|----------|
| 訪 問 延 数 | 96 回 | 96 回 | 53 回 | 66 回 |

【今後の方向性】

今までの新城市独自の家庭訪問事業に加え、国の養育支援訪問事業（家事育児支援事業）を実施します。事業の周知や家事育児支援事業の援助員の確保に努めます。また、子育て世代包括支援センターの支援プランや評価など体制を整えます。

(年間)

| | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 | 令和 4 年度 | 令和 5 年度 | 令和 6 年度 |
|-------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ニ ー ズ 量 (訪 問 延 数) | 100 回 | 100 回 | 100 回 | 100 回 | 100 回 |
| 提 供 量 (訪 問 延 数) | 100 回 | 100 回 | 100 回 | 100 回 | 100 回 |
| 過 不 足 (提供量 - ニーズ量) | 0 回 | 0 回 | 0 回 | 0 回 | 0 回 |

5 子育てのための施設利用給付の円滑な実施の確保の内容に関する事項

幼児教育の負担軽減を図る少子化対策や生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み、国の施策として幼児教育・保育の無償化を実施するため、子ども・子育て支援法が改正され、令和元年10月1日に施行されました。この改正により、従来から子ども・子育て支援新制度における「子どものための教育・保育給付」により給付対象とされていた幼稚園、保育所等の保育料が無償化されるほか、これまで法に位置づけされていなかった新制度に移行していない幼稚園や認可外保育施設、幼稚園預かり保育等を利用した際の利用料に対する給付制度が「子育てのための施設等利用給付」として創設されることとなりました。

そのため、この新たな給付については、特定子ども・子育て支援施設等の運用に支障がないよう必要な様式や給付方法等について定めます。また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について認可外保育施設の監査状況等の情報提供を県に依頼する等、県と連携して実施します。

第4章 計画の進行管理

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「新城市子ども・子育て会議」にて、施策の実施状況について点検、評価し、この結果を公表した後、これに基づいて計画の見直しを図ります。



なお、第3章の「教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策」については、年度ごとにニーズ量と確保方策を示していることから、実施状況について年度ごとに進ちょく状況を管理し、利用者の動向等をうかがいながら、翌年度の事業展開に活かしていくものとなります。

2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、市が単独で実施できるもののほかに、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

具体的には、子どもに関する専門的な知識および技術を要する支援に関する施策との連携、労働者の職業生活と家庭生活の両立のための雇用環境の整備に関する施策との連携において、児童虐待未然防止・社会的養護体制・母子父子家庭の自立支援など、専門的かつ広域的な観点から、県と連携し、推進するとともに、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けた働きかけを要請していきます。

【資料1】

新城市子ども・子育て会議委員等名簿

| | | |
|-------|---------|---|
| 会 長 | 佐野 真一郎 | 【学識経験者】 豊橋創造大学短期大学部幼児教育・保育科教授（科長） |
| 副 会 長 | 太田 一平 | 【学識経験者】 社会福祉法人和敬会理事長・八楽児童寮寮長 |
| 委 員 | 夏目 みゆき | 【学識経験者】 新城市教育委員 |
| | 花田 香織 | 【学識経験者】 新城市教育委員 |
| | 中谷 昌美 | 【子ども・子育て支援に関する事業所代表者】 特定非営利法人ママサポート子いづみや代表理事 |
| | 阿部 和子 | 【子ども・子育て支援に関する事業所代表者】 子育て情報誌さくら代表 |
| | 渡邊 竜夫 | 【子ども・子育て支援に関する事業所代表者】 新城市基幹相談支援センター長 |
| | 加賀野 佳代子 | 【子どもの保護者】 新城こども園保護者 |
| | 長坂 美菜子 | 【子どもの保護者】 つばさっこ保育園保護者 |
| | 伊藤 夕子 | 【公募市民】 |
| | 伊藤 紀子 | 【公募市民】 |
| | 遠山 恵理 | 【公募市民】 |
| | 小笠原 奈美 | 【市職員】 しんしろ助産所助産師 |
| | 小西 百子 | 【市職員】 健康福祉部健康課参事（保健事業担当） |
| | 庄田 育代 | 【市職員】 健康福祉部こども未来課参事（指導保育士） |

| | | |
|-------|--------|-------------------------------------|
| 事 務 局 | 滝川 昭彦 | 健康福祉部健康福祉部長 |
| | 林 和 宏 | 健康福祉部こども未来課長 |
| | 市野 朝子 | 健康福祉部こども未来課参事（子ども・子育て担当）兼 おおぞら園長 |
| | 浅井 直樹 | 健康福祉部こども未来課副課長兼子ども・子育て係長 |
| | 柴田 直美 | 健康福祉部こども未来課副課長兼子ども窓口係長 |
| | 山本 由香利 | 健康福祉部こども未来課副参事（こども園担当） |
| | 伊與田 吏美 | 健康福祉部こども未来課副参事（子ども・子育て担当） |
| | 山本 加奈絵 | 健康福祉部こども未来課主事 |

【資料2】

○新城市子ども・子育て会議条例

平成25年12月27日

条例第47号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、新城市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事務を処理する。

(1) 法第77条第1項各号に掲げる事務の処理に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、市の子ども・子育て支援施策に関し市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者

(3) 法第6条第2項に規定する保護者

(4) 公募による市民

(5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会長は、子ども・子育て会議を招集し、その会議の議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、その会議に関係者を出席させ、その

説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 子ども・子育て会議に、部会を置くことができる。

- 2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。
- 3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを定める。
- 4 部会長は、部会の事務を総理し、部会を代表する。
- 5 部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめ部会長の指名する部会の委員が、その職務を代理する。
- 6 前条の規定は、部会について準用する。この場合において、前条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、同条第2項中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と、「委員」とあるのは「部会の委員」と、同条第3項及び第4項中「子ども・子育て会議」とあるのは「部会」と読み替えるものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後において最初に第4条第1項の規定により委員に委嘱し、又は任命された者の任期については、同条第2項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(最初の会議の招集)

3 この条例の施行の日以後、最初に招集される子ども・子育て会議については、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

(新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年新城市条例第51号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

第二期新城市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行：新城市 健康福祉部 こども未来課
〒441-1392

愛知県新城市字東入船 115 番地

電話：0536-23-7622

F A X：0536-23-7699